

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正案	現行
感染症発生動向調査事業実施要綱	
第1 趣旨及び目的 感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からはコンピュータを用いたオンラインシステムにおいて27疾病を対象にする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成10年9月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）が成立し、平成11年4月から施行されたことに伴い、 <u>法に基づく施策として感染症発生動向調査が位置づけられた。</u> 本事業は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。	第1 趣旨及び目的 感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からはコンピュータを用いたオンラインシステムにおいて27疾病を対象にする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成10年9月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）が成立し、平成11年4月から施行されたことに伴い、 <u>感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な提供・公開について、同法第三章（第12条～第16条）による施策として感染症発生動向調査を位置づけ、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。</u>
第2 対象感染症 (略)	第2 対象感染症 (略)
第3 実施主体 (略)	第3 実施主体 (略)
第4 実施体制の整備 1 中央感染症情報センター 中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区	第4 実施体制の整備 1 中央感染症情報センター 中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区

改正案	現行
<p>(以下「都道府県等」という。)から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報(検査情報も含む。以下同じ。)を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症疫学センター内に設置する。</p>	<p>(以下「都道府県等」という。)の本庁から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症疫学センター内に設置する。</p>
<p>2 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p>	<p>2 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p>
<p>地方感染症情報センターは各都道府県等域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、都道府県等の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、各都道府県等域内に1カ所、原則として地方衛生研究所の中に設置する。また、都道府県、保健所を設置する市、特別区間等の協議の上、当該都道府県内の地方感染症情報センターの中で1カ所を基幹地方感染症情報センターとして、都道府県全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付するものとする。</p>	<p>地方感染症情報センターは各都道府県等域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、都道府県等の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、各都道府県等域内に1カ所、地方衛生研究所等の中に設置する。また、都道府県、保健所を設置する市、特別区間等の協議の上、当該都道府県内の地方感染症情報センターの中で1カ所を基幹地方感染症情報センターとして、都道府県全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付するものとする。</p>
<p>なお、都道府県等の本庁が地方感染症情報センターの役割を代替することができるものとする。</p>	<p>なお、以下の実施方法において、地方感染症情報センターが都道府県等の本庁の役割を代替する機能を担うことができるものとする。</p>
<p>3 指定届出機関及び指定提出機関(定点)</p>	<p>3 指定届出機関(定点)</p>
<p>(1) 都道府県は、定点把握対象の感染症について、患者情報及び疑似症情報を収集するため、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。</p>	<p>都道府県は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点をあらかじめ選定する。</p>
<p>(2) 都道府県は、定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体(以下「検体等」という。)を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。</p>	

改正案	現行
<p>4 感染症発生動向調査委員会</p> <p>(1) 中央感染症発生動向調査委員会</p> <p>本事業の適切な運用を図るために、厚生労働省に国立感染症研究所の代表、全国の保健所及び地方衛生研究所の代表、その他感染症対策に関する学識経験者からなる中央感染症発生動向調査委員会を置く。同委員会の事務局は中央感染症情報センターとする。</p> <p>(2) 地方感染症発生動向調査委員会</p> <p>各都道府県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、都道府県に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、微生物学、疫学、獣医学、<u>昆蟲学</u>等の専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（10名程度）からなる地方感染症発生動向調査委員会を置く。</p>	<p>4 感染症発生動向調査企画委員会</p> <p>(1) 中央感染症発生動向調査企画委員会</p> <p>本事業の適切な運用を図るために、厚生労働省に国立感染症研究所の代表、全国の保健所及び地方衛生研究所の代表、その他感染症対策に関する学識経験者からなる中央感染症発生動向調査企画委員会を置く。同委員会の事務局は中央感染症情報センターとする。</p> <p>(2) 地方感染症発生動向調査企画委員会</p> <p>各都道府県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、都道府県に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、微生物学、疫学、獣医学等の専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（10名程度）からなる地方感染症発生動向調査企画委員会を置く。<u>同委員会の事務局は地方感染症情報センターとする。</u></p>
<p>5 検査施設</p> <p>各都道府県等域内における本事業に係る検体等の検査については、<u>地方衛生研究所又は保健所等の検査施設（以下「地方衛生研究所等」という。）において実施する。</u>地方衛生研究所等は、別に定める検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。</p> <p>また、都道府県等は、各都道府県等域内における検査が適切に実施されるよう施設間の役割を調整するとともに、地方衛生研究所を設置しない都道府県等においては、他の都道府県等の設置する地方衛生研究所等に検査事務を委託する等検査実施体制の整備を図るものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p>	<p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p>

改正案	現行
<p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</p>	<p>(1) 調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあっては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。</p>
<p>イ 検体等を所持している医療機関等</p> <p>保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、別記様式の検査票を添付して提供する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>ウ 保健所</p> <p>① 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</p> <p>② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。</p>	<p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、当該患者（第2の(54)を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、<u>指定届出機関</u>、<u>指定提出機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</p>	<p>② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、<u>指定医療機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</p>
<p>エ 地方衛生研究所等</p>	<p>イ 地方衛生研究所</p>
<p>① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、<u>別に定める病原体検査要領に基づき</u>当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。<u>また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。（検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。）</u></p>	<p>① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体<u>又は病原体情報</u>が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。</p>
<p>② 検査のうち、<u>当該地方衛生研究所等において実施することが困難なもの</u>については、必要に応じて、<u>他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。</u></p>	<p>② 検査のうち、地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に<u>検査を依頼する。</u></p>
<p>③ 地方衛生研究所等は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた<u>感染症の集団発生</u>があった場合等の緊急の場合<u>及び国から提出を求められた場合</u>にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。</p>	<p>③ 地方衛生研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。</p>
<p>オ 国立感染症研究所</p>	<p>エ 国立感染症研究所</p>
<p>国立感染症研究所は、<u>地方衛生研究所等から検査依頼又は提出を受けた検体等</u>について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターへ通知する。</p>	<p>国立感染症研究所は、<u>地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について</u>検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。</p>
<p>(削る)</p>	<p>オ 都道府県等の本庁</p>

改正案	現行
<p>カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① <u>地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u></p> <p>② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>③ 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。</p>	<p>① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</p> <p>② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。</p>
<p>キ 中央感染症情報センター</p> <p>① 中央感染症情報センターは、<u>地方感染症情報センターで確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、全数把握の五類感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。</u></p> <p>② 中央感染症情報センターは、<u>エの①により報告された病原体情報及びオに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評</u></p>	<p>カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター（新設）</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下カ及びキにおいても同じ。）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>キ 中央感染症情報センター</p> <p>① 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、全数把握の五類感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等の本庁に提供する。</u></p> <p>② 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等の本庁から報告された病原体情報及びエに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報</u></p>

改正案	現行
<p>価を行い、その結果を速やかに週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。</p>	<p>の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。</p>
<p>ク 都道府県等の本庁</p> <p>都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合には、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p>	<p>2 全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）</p> <p>(1) 調査単位及び実施方法</p>
<p>ア 診断した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。</p>	<p>ア 診断した医師</p> <p>全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所に送付する。</p>
<p>イ 検体等を所持している医療機関等</p> <p>保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>ウ 保健所</p>	<p>イ 保健所</p>

改正案	現行
<p>① 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、<u>病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。</u>なお、<u>病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</u></p>	<p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、<u>第2の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(76)、(78)から(82)又は(84)までの患者を診断した医師</u>に対して、<u>必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。</u></p>
<p>② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して<u>地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、<u>指定届出機関、指定提出機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</p>	<p>② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、<u>指定医療機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</p>
<p>二 地方衛生研究所等</p> <p>① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、<u>別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。</u>(検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。)</p>	<p>立 地方衛生研究所</p> <p>① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票と検体又は病原体情報等が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。</p>
<p>② 検査のうち、当該地方衛生研究所等において実施することが困難なものについては、必要に応じて、<u>他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。</u></p> <p>③ 地方衛生研究所等は、都道府県域を超えた<u>感染症の集団発生</u>があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつ</p>	<p>② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に<u>検査を依頼する。</u></p> <p>③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた<u>集団発生</u>があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。</p>

改正案	現行
では、検体等を国立感染症研究所に送付する。	
<p>オ 国立感染症研究所</p> <p>国立感染症研究所は、地方衛生研究所等から検査依頼又は提出を受けた検体等について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターへ通知する。</p>	<p>王 国立感染症研究所</p> <p>国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。</p>
(削る)	
<p>カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</p>	<p>オ 都道府県等の本庁</p> <p>① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所が診断した医師から届出を受けてから7日以内に、登録情報の確認を行う。</p> <p>② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。</p>
<p>② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報(月単位の場合は月報)等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>③ 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報(月単位の場合は月報)等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。</p>	<p>カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター(新設)</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報(検査情報を含む。以下カ及びキにおいて同じ。)を収集、分析するとともに、その結果を週報(月単位の場合は月報)等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報(月単位の場合は月報)等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。</p>

改正案	現行
<p>キ 中央感染症情報センター</p> <p>① 中央感染症情報センターは、<u>地方感染症情報センター</u>で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類感染症から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。</p> <p>② 中央感染症情報センターは、<u>エの①</u>により報告された病原体情報及び<u>オ</u>に基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに<u>週報</u>（月単位の場合は<u>月報</u>）等として作成して、都道府県等に提供する。</p>	<p>キ 中央感染症情報センター</p> <p>① 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等の本庁</u>で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報について、一類感染症から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等の<u>本庁</u>に提供する。</p> <p>② 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等の本庁</u>から報告された病原体情報及び<u>エ</u>に基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに<u>都道府県等の本庁</u>に送付するとともに、必要に応じて<u>週報</u>（月単位の場合は<u>月報</u>）等として掲載する。</p>
<p>ク 都道府県等の本庁</p> <p>都道府県等の本庁は、<u>地方感染症情報センター</u>が収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合には、<u>都道府県等の本庁</u>は、直接必要な情報を収集するとともに、<u>国</u>及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) 対象とする感染症の状態 (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点</p>	<p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) 対象とする感染症の状態 (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点</p>

改正案	現行
<p>①～③ (略)</p> <p>④ 対象感染症のうち、第2の(99)から(102)に掲げるものについては、 産婦人科、<u>産科若しくは婦人科（産婦人科系）</u>、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、<u>泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）</u>を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。</p> <p>計算式 (略)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 対象感染症のうち、第2の(99)から(102)に掲げるものについては、 <u>産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）</u>、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科<u>又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）</u>を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。</p> <p>計算式 (略)</p>
<p>⑤ (略)</p>	<p>⑤ (略)</p>
<p>イ 病原体定点</p> <p>病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、<u>次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</u></p> <p>① 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(85)から(95)までを対象感染症とすること。</p> <p>③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(96)を対象感染症とすること。なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点</p>	<p>イ 病原体定点</p> <p>病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。<u>この場合においては、次の点に留意する。</u></p> <p>① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(86)から(88)まで、(90)及び(93)から(95)までを対象感染症とすること。</p> <p>③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(96)を対象感染症とすること。</p>

改正案	現行
<p><u>を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定すること。</u></p>	
<p>④ (略)</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点<u>全て</u>を基幹病原体定点として、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(104)及び(107)を対象感染症とすること。</p>	<p>④ (略)</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(104)及び(107)を対象感染症とすること。</p>
<p>(3) 調査単位等</p>	
<p>ア (略)</p> <p>イ 病原体情報のうち、(2)のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(96)に掲げるインフルエンザの流行期((2)のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が都道府県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p>	<p>(3) 調査単位等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 病原体情報については、原則として結果がまとまり次第、報告することとする。</p>
<p>(4) 実施方法</p>	
<p>ア 患者定点 (略)</p>	<p>ア 患者定点 (略)</p>
<p>イ 病原体定点</p> <p>① 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。</p> <p>② 病原体定点は、検体等について、別記様式の検査票を添えて、速やかに地方衛生研究所等へ送付する。</p> <p>③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(8</p>	<p>イ 病原体定点</p> <p>① 病原体定点として選定された医療機関は、別に定める病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体を採取する。</p> <p>② 病原体定点で採取された検体は、別記様式の検査票を添えて、速やかに地方衛生研究所へ送付する。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>5)から(95)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。</p>	
<p>④ (2)のイの③により選定された病原体定点においては、第2の(96)に掲げるインフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む。）について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>Ⅵ 検体等を所持している医療機関等 保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>Ⅶ 保健所 ① 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。 また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</p>	<p>① 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとする。 また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。</p>
<p>② 保健所は、検体の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>③ 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、<u>指定届出機関</u>、<u>指定提出機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</p>	<p>② 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、<u>指定医療機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</p>
<p><u>イ 地方衛生研究所等</u></p>	<p><u>イ 地方衛生研究所</u></p>
<p>① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、<u>別に定める病原体検査要領</u>に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。<u>また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。(検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。)</u></p>	<p>① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付するものとする。</p>
<p>② 検査のうち、当該地方衛生研究所等において実施することが困難なものについては、必要に応じて、<u>他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。</u></p>	<p>② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。</p>
<p>③ 地方衛生研究所等は、都道府県域を超えた<u>感染症の集団発生</u>があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。</p>	<p>③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。</p>
<p><u>カ 国立感染症研究所</u></p>	<p><u>カ 国立感染症研究所</u></p>
<p>国立感染症研究所は、<u>地方衛生研究所等</u>から検査依頼又は提出を受けた検体等について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターへ通知する。</p>	<p>国立感染症研究所は、<u>地方衛生研究所</u>から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>カ 都道府県等の本庁</u></p> <p>① 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</p>

改正案	現行
<p>キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</p> <p>② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>③ 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>ク 中央感染症情報センター</p> <p>① 中央感染症情報センターは、地方感染症情報センターで確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。</p> <p>② 中央感染症情報センターは、オの①により報告された病原体情報及びカに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。</p>	<p>② 都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された病原体情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。</p> <p>キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター（新設）</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>ク 中央感染症情報センター</p> <p>① 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から伝送された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成し、都道府県等の本庁に送付する。</p> <p>② 中央感染症情報センターは、都道府県等の本庁から報告された病原体情報及び前記オに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。</p>

改正案	現行
<p>ケ 都道府県等の本庁</p> <p>都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。</p> <p>なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</p>	(新設)
<p>4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(1) (略)</p>	<p>4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(1) (略)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 実施方法</p> <p>ア 疑似症定点</p> <p>① (略)</p> <p>② (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載し、保健所に提出する。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(3) 実施方法</p> <p>ア 疑似症定点</p> <p>① (略)</p> <p>② (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。</p> <p>なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。</p> <p>③ (略)</p>
<p>イ 保健所</p> <p>① 届出を受けた保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁、地方感染症情報センター及び中央感染症情報センター</p>	<p>イ 保健所</p> <p>① 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報</p>

改正案	現行
<p>～報告する。</p>	<p>についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。</p>
<p>② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、<u>指定届出機関</u>、<u>指定提出機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</p>	<p>② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、<u>指定医療機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</p>
<p>(削る)</p>	<p>イ 都道府県等の本庁 都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</p>
<p>ウ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p>	<p>エ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター (新設)</p>
<p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</p>	<p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。</p>
<p>② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。</p>	<p>② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。</p>
<p>エ 中央感染症情報センター</p>	<p>オ 中央感染症情報センター</p>
<p>中央感染症情報センターは、<u>地方感染症情報センター</u>で確認された疑似症情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び定点把握の五類感染症の収集、分析結果とともに、週報等として作成</p>	<p>中央感染症情報センターは、<u>都道府県等の本庁</u>から<u>伝送</u>された疑似症情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び定点把握の五類感染症の収集、分析結果とともに、週報等として作成し、都</p>

改正案	現行
<p>し、都道府県等に<u>提供する。</u></p>	<p>道府県等の本庁に<u>送付する。</u></p>
<p>オ 都道府県等の本庁</p> <p><u>都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法</p> <p>(1) 保健所</p> <p>鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。</p> <p>なお、医療機関より提出される検体等には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。</p> <p>(2) 地方衛生研究所等</p> <p>ア 地方衛生研究所等は、<u>検査依頼票及び検体等が送付された場合にあっては、当該検体等を別に定める病原体検査要領に基づき検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。</u></p> <p>イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体等を国立感染症研究所に送付する。</p> <p>(3) 国立感染症研究所</p> <p>国立感染症研究所は、<u>地方衛生研究所等から送付された検体等について</u></p>	<p>5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法</p> <p>(1) 保健所</p> <p>鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。</p> <p>なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。</p> <p>(2) 地方衛生研究所</p> <p>ア 地方衛生研究所は、<u>検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。</u></p> <p>イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。</p> <p>(3) 国立感染症研究所</p> <p>国立感染症研究所は、<u>地方衛生研究所から送付された検体について検</u></p>

改正案	現行
て検査を実施し、その結果を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。	査を実施し、その結果を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。
6 その他 (1) ~ (2) (略)	6 その他 (1) ~ (2) (略) (新設)
<u>(3) 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行うものとする。</u>	<u>(3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて健康局長が定めることとする。</u>
第6 費用 国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条、第16条の3、第26条の3及び第26条の4（第50条において準用する場合を含む。）並びに第44条の7の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。	第6 費用 国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。
第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。	第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

改正案	現行
この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。	この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。
この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。	この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。
<u>この実施要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。</u>	

